

通信・放送の在り方に関する懇談会(第6回)

「クエスチョネア」にお答えして

平成18年3月13日

NHK

1 事業範囲（メディア数）

- テレビ・ラジオ各波にはそれぞれの役割がある。（放送普及基本計画）
- どの波、どの役割が不要かという具体的な議論を抜きに、一概に「多い」「少ない」と言えるものではない。
- NHKとしても、視聴者にとって有益な公共放送のあり方という視点で検討していく考え。

2 事業範囲（映像コンテンツの流通）

- 放送番組の保存、承継、活用は、公共放送の役割のひとつ。
- 民放など外部の事業者への積極的な提供を実施。
- さらなる流通のためには、インターネット利用に対する制約の見直しや、実効性のある権利処理ルールの方策が必要。

3 ガバナンス

- 不祥事の再発防止に向け、考えられる限りの施策に取り組み、HPでもその内容を公開。
- 経営委員会による執行部への監督機能強化、視聴者への説明責任を果たす取り組み。外部人材の役員起用など、執行体制の改革。
- 子会社等は「運営基準」（HP等で公開）を設けて適切に管理し、改革に取り組む。情報公開にも積極的な取り組みを実施。

4 受信料制度

- 支払い督促など現行制度の範囲内で最大限努力。
- 公共放送の財源について、諸外国にはさまざまな仕組み。いずれにしても、実効性ある方法について十分な議論が必要。

5 技術開発

- 「放送およびその受信の進歩発達」に必要な調査研究を実施。
- 視聴者ニーズや放送現場の実情を把握した“現場密着”の研究だからこそ、質の高いサービス充実につながる。
- 基礎研究だけを切り離せば、研究の一貫性が失われ、研究開発力が低下する懸念。

6 情報の国際発信

- 「ラジオ日本」「NHKワールドTV」+海外放送事業者への映像配信「NHKワールドプレミアム」
- NHKとしても、英語化率100%を目指すとともに、内容の充実を図る。
- 現地で受信しやすい環境の整備が必要。
- 情報発信力強化は、多様な番組と実績を有する公共放送NHKが実施することがベスト。